

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年十二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ならファミリー

所在地 奈良市西大寺東町二丁目四―一

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 開発指導課

変更に伴い開発行為が発生する場合は、開発許可申請を提出すること。

2 建築指導課

建築物外に設けるラック式駐輪場について、屋根を設置する場合は確認申請をすること。

3 産業振興課

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境を保持するため、各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第四条の規定による指針を最大限尊重すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月十九日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで